

2020 年 7 月 10 日

新設分割にかかる事前備置書類

(会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

東京都千代田区富士見二丁目 13 番 3 号

株式会社 KADOKAWA

代表取締役 松原 眞樹

株式会社 KADOKAWA（以下「当社」といいます）は、2020 年 6 月 25 日付新設分割計画書に基づき、当社のゲーム事業推進室における UGC・インディゲーム事業準備室で営まれている事業(以下「本件事業」といいます)に関して有する権利義務の一部を新たに設立する株式会社 Gotcha Gotcha Games（以下「新会社」といいます）に継承させる新設分割を行うことといたしました。

当社が、会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）

2020 年 6 月 25 日付作成の新設分割計画書の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本件分割に際して 4,000 株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

なお、交付株式数につきましては、新会社の株式の全てが当社に割り当てられることから、これを任意に定めることができるものと認められます。

当社は、新会社が承継する資産等の事情、適切な出資単位の設定、その他諸般の事情を勘案した結果、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新会社の資本金および準備金の額を、会社計算規則に従い、新設分割計画書第 5 条記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、新会社が承継する資産等および今後の事業活動等の諸般の事情を考慮した結果、当該資本金および準備金の額は相当であると判断しております。

3. 最終年度の末日後に生じた当社の重要な後発事象等の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

該当すべき事項はありません。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）

当社の 2020 年 3 月 31 日現在の貸借対照表に示される当社の資産および負債の内容並びに額、2020 年 4 月 1 日より現在に至るまでの当社の資産および負債の変動の状況、本件新設分割により新会社に対して承継する資産および負債の内容並びに額を考慮しても、本件効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みには問題がないものと判断しております。

新会社においては、新会社が承継する債務は当社が併存的債務引受けをすること、また新会社の今後の事業展開等を勘案したうえで決定された資産を承継することから、本件効力発生日以後における新会社の債務の履行の見込みには問題がないものと判断しております。

なお、本件分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載して書面を備え置きいたします。

以上

新設分割計画書

2020年6月25日

東京都千代田区富士見二丁目13番3号

株式会社 KADOKAWA

代表取締役 松原 眞樹

株式会社 KADOKAWA（以下、「当社」という。）は、当社のゲーム事業推進室における UGC・インディゲーム事業準備室で営まれている事業（以下、「本件事業」という。）に係る権利義務を新設会社株式会社 Gotcha Gotcha Games（以下、「新設分割設立会社」という。）に承継させるため、新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うものとし、以下のとおり本件分割に係る新設分割計画（以下、「本分割計画」という。）を作成する。ただし、本件分割は会社法第805条の規定により、株主総会の承認を得ないで行う。

第1条（新設分割設立会社の定款記載事項）

新設分割設立会社の本店の所在地は、次のとおりとし、新設分割設立会社の目的、商号、発行可能株式総数並びにその他新設分割設立会社の定款で定める事項は、別紙2記載のとおりとする。

本店の所在地 東京都千代田区富士見二丁目13番3号

第2条（新設分割設立会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

新設分割設立会社の設立時取締役および設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役 成田聖、芳原世幸、泉水敬、佐々木憲太郎、斎藤貴幸

設立時監査役 高山康明

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

本件分割により当社から新設分割設立会社が承継する当社の資産、債務、雇用契約等その他の権利義務は、次のとおりとする（以下、「本承継権利義務」という。）。

（1）資産

① 現金 金 500,000,000 円

② 新設分割設立会社の成立日における本件事業に係るたな卸資産、その他流動資産の一切

③ 新設分割設立会社の成立日における本件事業に係る有形固定資産、無形固定資産（知的財産権を除く。）、投資その他の資産の一切

(2) 知的財産権

新設分割設立会社の成立日において当社が保有する本件事業のみに係る著作権、商標権その他知的財産権の一切

(3) 契約その他の権利義務

新設分割設立会社の成立日における本件事業のみに係る、ライセンス契約、業務委託契約その他契約（雇用契約を除く。）の契約上の地位およびこれに付随する権利義務（金銭債権・金銭債務を除く。）の一切。但し、承継に対して契約の相手方の同意等が必要な場合は、当該同意等が得られることを条件とする。

2. 本承継権利義務には、次に掲げるものを含まないものとする。

(1) 新設分割設立会社の成立日において本件事業に従事する全ての当社の従業員についての雇用契約およびこれに付随する一切の権利義務。なお、新設分割設立会社の成立日以降、新設分割設立会社が本件事業を行うに必要な人員については、当社と新設分割設立会社で協議のうえ、出向その他の適切な方法で手当てするものとする。

(2) 前項第 2 号に定めるものを除き、当社が保有する知的財産権の一切。なお、新設分割設立会社の成立日以降、新設分割設立会社が本件事業を行うに必要な知的財産権については、当社と新設分割設立会社で協議のうえ、使用許諾その他の適切な方法で手当てするものとする。

3. 本件分割による当社から新設分割設立会社への債務の承継は、併存的債務引受の方法によるものとする。ただし、本件分割により新設分割設立会社へ承継された債務について、当社が新設分割設立会社の成立日以降に履行その他の負担をした場合には、当社は、新設分割設立会社に対してその全額について求償することができるものとする。

第 4 条（新設分割設立会社の普通株式全部の取得）

新設分割設立会社は、本件分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として普通株式 4,000 株を発行し、当社にその全株式を割り当てるものとする。

第 5 条（新設分割設立会社の資本金および準備金の額）

新設分割設立会社の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 資本金 | 金 100,000,000 円 |
| (2) 資本準備金 | 金 100,000,000 円 |
| (3) その他資本剰余金 | 本件分割により新設分割設立会社が当社から承継する純資産の額から前二号の額を控除した残額 |

第 6 条（競業避止義務の不存在）

当社は、本件分割の効力発生後においても、本件事業について会社法第 21 条第 1 項に定める競業避止義務を負わないものとする。

第7条（条件の変更等）

本分割計画作成後、本件分割の効力発生までの間に、法令に定められた関係官庁の承認が得られないとき、または天災事変その他の事由により、本承継権利義務に重大な変動が生じたときは、当社は、必要に応じて本分割計画を変更し、または本件分割を中止することができるものとする。

第8条（規定外事項）

本分割計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができるものとする。

以上

定 款

株式会社Gotcha Gotcha Games

株式会社Gotcha Gotcha Games

定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、株式会社Gotcha Gotcha Gamesと称し、英文ではGotcha Gotcha Games Inc.と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータおよびその周辺機器、プログラム、ソフトウェア、アプリケーション並びにコンピュータゲーム用ソフトの企画、開発、制作、製造、配信、販売、使用許諾、仲介、輸出入および賃貸
2. 映像、ゲーム、音声および音楽等のデジタルコンテンツの企画、開発、制作、製造、配信、販売、使用許諾、仲介、輸出入および賃貸
3. コンピュータゲーム用ソフト、デジタルコンテンツの制作者の育成
4. キャラクター商品、玩具等その他物品の企画、制作、製造、販売、仲介および輸出入
5. 知的財産権（著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、仲介、維持および管理
6. 広告宣伝の企画、制作販売および代理業務
7. インターネットを利用した広告業および広告代理店業
8. 前各号に関連したコンサルティング業務
9. 前各号に附帯または関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役

第5条 (公告方法)

当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条 （発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、16,000株とする。

第7条 （株式の譲渡制限）

当会社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

第8条 （株主割当てによる株式および新株予約権の募集）

株主に株式の割当てを受ける権利を与えて株式の募集を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項および会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める。

2. 株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて新株予約権の募集を行う場合には、会社法第238条第1項各号に掲げる募集事項および会社法第241条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議によって定める。

第9条 （株主名簿記載事項記載等の請求）

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

第10条 （質権の登録および信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

第11条 （手数料）

前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第12条 （株主の住所等の届出）

当会社の株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、住所、氏名および印鑑を当会社に届け出なければならない。

2. 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

第13条 （招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第14条 （定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条 （招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

第18条 （員数）

当会社の取締役は、3名以上とする。

第19条 （選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条 （任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第21条 （取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第22条 （取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第23条 （取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第24条 （代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役ほか役付取締役各若干名を定めることができる。

第25条 （取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第26条 （報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

第27条 （員数）

当会社の監査役は、1名以上とする。

第28条 （選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

第29条 （任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第30条 （報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

第31条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第32条 （剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第33条 （中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第34条 （配当金の除斥期間等）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。

第7章 附 則

第35条 （最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から2021年3月31日までとする。

以上、東京都千代田区富士見二丁目13番3号株式会社KADOKAWAのゲーム事業推進室におけるUGC・インディゲーム事業準備室で営まれている事業に係る権利義務を分割して本会社を設立するにつき、本定款を作成する。

2020年6月25日

東京都千代田区富士見二丁目13番3号
株式会社KADOKAWA
代表取締役 松 原 眞 樹